

Internet Finance and Challenges in Chinese  
SMEs : P2P Lending and Crowdfunding

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2021-02-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤井, 喜一郎 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1317">https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/1317</a>

This work is licensed under a Creative Commons  
Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0  
International License.



# 中国の中小企業におけるインターネット金融とその課題

— P2P レンディングとクラウドファンディングを巡って —

Internet Finance and Challenges in Chinese SMEs

P2P Lending and Crowdfunding

藤 井 喜一郎

FUJII, Kiichirou

## はじめに

本稿は、借り手と貸し手をインターネットで結びつける金融仲介方式を、中国の中小企業金融手法として考えるという問題提起をしている。

中国ではフィンテックのことをインターネット金融と呼んでいる<sup>1)</sup>。中国のインターネット金融とは、従来の金融機関やインターネット企業がインターネット技術や情報通信技術を利用して、資金融通、決済、投資と情報仲介サービスを実現させる新しい金融ビジネス・モデルである<sup>2)</sup>。

中国経済は長期的な経済成長率の低下に伴う経済発展モデルの転換に特徴づけられる。経済発展モデルの転換においては、インターネット金融が重要な役割を担うことになる。中小企業向け金融機関が存在せず、政策金利も高いという構造的要因と民間企業の低い信用という企業側の要因によって形成された中小企業の厳しい資金調達環境は、インターネット金融によって大きく改善されると思われる。

国有大企業を中心とした中国経済においては、長期にわたる金融包摂<sup>3)</sup>の不足により、中・小・零細企業の資金調達、個人の資産運用や消費者金融などの需要が満たされていないことから、インターネット金融が大きく進展している。中国の金融システム改革全体を視野に入れた場合、既存金融機関ではなく、インターネット企業が金融サービスのイノベーションを先導する担い手となっている。一方、金融サービスを提供するインターネット企業に対して、十分な規制ができていくわけではなく、様々な観点から適切な規制を導入することは今後の課題である。

本稿の構成は次の通りである。1では中国のネット金融に関する先行研究をレビューし、その意義と課題を整理する。2ではP2Pレンディングとクラウドファンディングによる中小企業金融の仕組みを示す。3ではフィンテック大国として浮上する中国のネット金融動向と今後の課題を考察する。そして全体の目次に相当する項目は、次の通りである。

---

キーワード：中国、中小企業、インターネット金融、P2P  
Key words : Chinese, SMEs, internet finance, P2P

## 目 次

- I. 中小企業問題と先行研究
  - 1. 中国国内における先行研究
  - 2. 日本国内における先行研究
- II. インターネット金融の仕組み
  - 1. P2Pレンディング
  - 2. クラウドファンディング
- III. インターネット金融の動向
  - 1. 主要企業の動向
  - 2. インターネット金融の特徴
  - 3. インターネット金融に関する規制
  - 4. 今後の課題

終わりに

### I. 先行研究

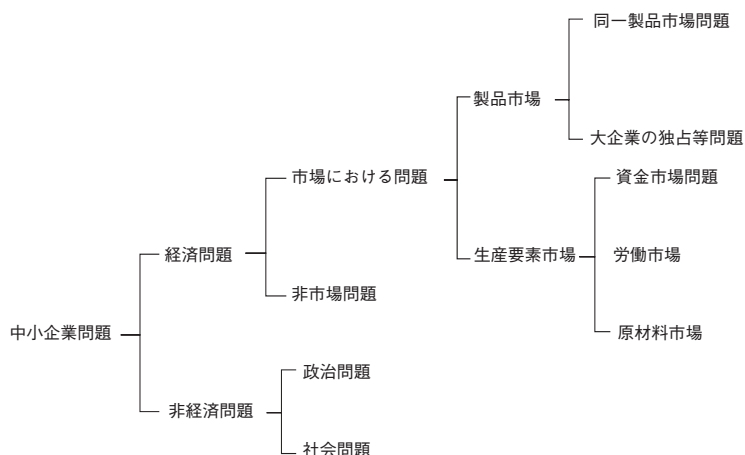
中小企業問題は、経済問題と非経済問題に大きく分けることができる（図1参照）。中国の中小企業問題は、国民生活に関わる最も基本的な問題であり、世界諸国に類を見ない非経済問題でもある。中小企業が中国経済の拡大において果たす役割が一層高まる中で、

中小企業部門の発展は、中国政府にとって重要な政策課題となっている。その中でも、資金難の問題は、中小企業が健全な発展を果たすために解決されるべき根幹的な問題として認識されている。

独立行政法人国際協力機構（JICA）と中華人民共和国中国人民銀行が2005年1月に発表した『中華人民共和国中小企業金融制度調査最終報告書』には、中小企業金融問題の根源には「貸し手と借り手との二者間の金銭消費貸借という相対取引に国際標準に基づいて行なわれているとは言えないものが少なからず存在する」ということが発表された<sup>4)</sup>。

中国は国有企業向けに国家開発銀行・輸出入銀行を整備したものの、日本の高度成長期における、国民金融公庫、中小企業金融公庫のような中小企業金融専門の政策性金融機関を設立しなかった。他方で、中国の大半の銀行は公的資本により支配されている。このような銀行は、地方政府とその所管する国有企業とのつながりが強く、融資に際しては国有企業を優先し、民営企業が多い中小企業に対

図1 中小企業問題俯瞰図



（出所）高田亮爾「中小企業政策の歴史と課題」（1）、『流通科学大学論集』第22巻第1号、（2009）。

しては、融資を実施しないことが多かった。このため、中小企業はノンバンクなどの資金に頼らざるを得ず、中小企業の資金調達難・資金調達のコスト高の問題が深刻化し、これが民営企業の発展を阻み、民間投資の役割を發揮しにくくしてきた<sup>5)</sup>。

具体的には、銀行本社が支店に融資判断権を授権してくれない、中小企業の財務諸表の真偽が判断しがたい、第一返済源が不足する、担保機構の協力が無い、担保物が無い、或いは不十分、所属する業界が銀行本庖の融資支持産業に合っていない、抵当物が融資条件を満たしていない、中小企業の経営リスクが大きい、担保の処理、或いは後日の売却が難しい、中小企業が財務情報を提供してくれない、或いは協力する意思が薄い、借入資金の用途が合理的ではない、回収責任が重い、社員が融資への積極性を欠く、等々挙げられる。

2020年10月に開催された中国共産党中央委員会第五回全体会議（五中全会）で、第14次五か年計画（2021～2025年）と2035年遠景目標提案が制定された。中国の中長期的経済の方向性を決めるこれら重要な政策について、「インターネット金融」は、一つのキーワードとなった。

## 1. 中国国内における研究

2016年にアリババの創始者ジャック・マー（馬雲）が初めて「TechFin」という言葉を使ったとされ、アント・フィナンシャルが、なぜ、自分の会社を「Fintech」でなく、「TechFin」と定義し、金融サービス会社ではなく、金融機関をサポートするIT（DT）会社と定義したのかは、疑問に思われる。

その後、中国国内では、インターネット金融の先行研究として、『アント・フィナンシャ

ル——1匹のアリがつくる新金融エコシステム』<sup>6)</sup>が出版され、中国版フィンテックの現状を如実に反映している。本書はアリペイの誕生から、「QRコード決済」「余额宝」「招财宝」「阿里小貸（零細企業融資）」「芝麻信用」「農村金融」「保険」など、様々な事業が生み出されて来た経過を辿ると共に、彼らが何処に行こうとしているのか、ということに思いを馳せている。

## 2. 日本国内における研究

日本国内においては、最近、小原篤次、神宮健、伊藤博、門闖による編著『中国の金融経済を学ぶ—加速するモバイル決済と国際化する人民元—』（ミネルヴァ書房、2019年6月）がこの分野を大きくリードしている。本書は、中国の経済・金融改革の変遷を、改革開放、WTO加盟、そして2008年の世界金融危機以降から米国GDPを抜くと予測される2030年頃までの3期に分け、特に近年拡大するモバイル決済、フィンテック、海外で買収を続ける国有商業銀行や人民元の国際化など、中国金融・経済の最先端の実態を詳解している。著者は、「中国の金融イノベーションは全て国家の管理下にあり、国民国家の枠内で進められている。多くの発展途上国は国民国家の形成過程にあり、民主政治も成熟していないので、中国政府が通信網等のインフラ建設に協力し、中国企業が安価なスマホや便利な決済システムを提供すれば、個人情報保護に問題があったとしても、発展途上国においては、GAFAが提供するシステムより、デジタル人民元・アリペイなど中国型システムが採用される可能性が高い。「国家資本主義」と呼ばれる特殊な政治・経済体制の中国が、今後フィンテック・金融イノベーションで世界

のトップに立った場合、そこにどのような国家・社会・世界の秩序が生まれるのか、これは日本人自身も真剣にウオッチ・検討すべき課題である。」と客観的に論じている。

中国経済の長期的な成長は、民営化のおかげであり、中国の中小企業は、21世紀における中国経済民営化の担い手となる。民営化・民主化に成功するため、中国は、金融の基本である相対融資取引・貸し手と借り手の相互の信頼関係に基づくリレーションシップ・バンキング制度を構築すべきである。その近道は、インターネット金融である、と筆者は考える。

## Ⅱ. インターネット金融の仕組み

中国のインターネット金融の代表的なビジネス・モデルの類型は、①P2Pレンディング、②クラウドファンディング、③インターネットペイメント、④インターネットファンド(資産運用商品)、⑤インターネット保険、⑥マイクロクレジット、の6つである。以下、①と②について概観する。

### 1. P2Pレンディング

P2Pレンディングとは、借主に対して貸主を探し出し、これをマッチングさせる取引であり、当初、P2Pレンディングはインターネット経由ではないオフラインのビジネスとして始まった。2007年に初めて「拍拍貸」がインターネット上でP2Pのプラットフォーム(マッチングを行う場)を提供するようになった。現在、中国のP2Pレンディングの規模は世界最大である。

P2Pレンダーはおよそ以下の①—⑤を行う。

- ① オンラインプラットフォームを開発して公開し、借り手候補と貸し手候補が

それを利用できる。

- ② 借りて候補の借り入れ申し込みがあれば、その情報収集・分析をごく短時間に行って格付け等を行い、適格と判断した場合にネット上で貸し手候補に情報開示する。
- ③ 借りてと貸し手のマッチングをオンラインで行う。金利、金額、資金の流れは欧米諸国や日本と違って、中国独自のルールがある。
- ④ 貸し手からの融資金を借り手に引き渡す。
- ⑤ その後の借り手の返済金や利息を貸し手に支払い、またデフォルトに伴う事務などのサービスを行う。

一般的な例で説明すると、借り手と貸し手の双方が、まずP2P貸借サービスを提供するプラットフォーム上で口座を開設する。それから、借り手はプラットフォームのレンダーに身分証明や資金用途、希望する借入金額、許容できる利率のレンジ、返済方法及び返済期間などの詳細情報を提示し、審査を受ける。審査が通れば、それに関わる情報は、プラットフォーム上で即時に掲載する。一方、投資家(貸し手)は、プラットフォーム上で公開された借り手の関連情報に基づき、自ら借り手を選別し、希望する貸出金利や貸出金額を決定する。借り手と貸し手の双方のニーズが合致すれば、貸借契約を締結して融資が成立する。

P2Pレンディングの資金供給は、個人、機関投資家、そしてP2Pレンダー自身が行う(クラウドファンディングは主に個人が資金提供者である)。銀行等の機関投資家は単純に資金供給する場合もあれば、証券化商品として購入する場合も多い。このような状況は、

P2Pレンディングも、現在の証券市場と同様に、直接金融部分と（市場型）間接金融部分の両方から構成されていると解釈できる（図2参照）。

このように、借り手と貸し手にとっては、金融機関が介在しないことで、お互い合意した金利で貸し借りができるメリットがある一方、P2P事業者は一般的に貸倒れなどの損失を負う義務がないため、デフォルトが発生した場合、貸し手が元本・利息を回収できないリスクがある。

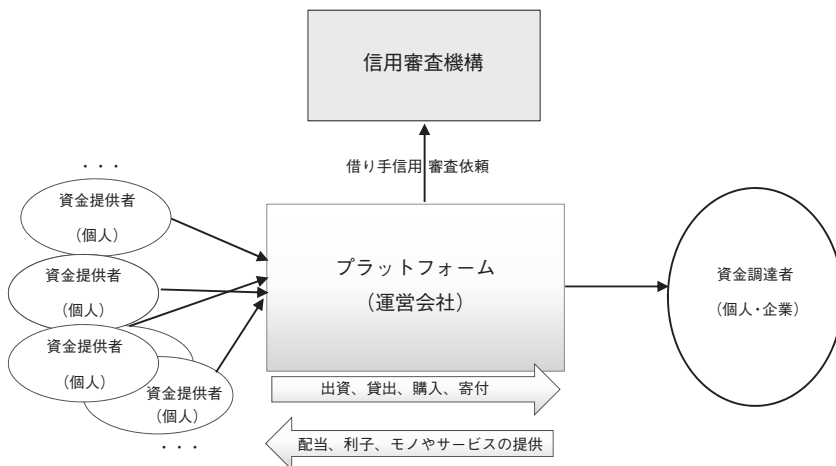
P2Pレンディングのマッチングにおいては、通常「オークション」方式が採用される。すなわち、一人の借り手が必要とする資金は、複数の貸し手によって提供され、募集資金が目標に達した時、当該貸借情報はプラットフォームから取り下げられる。一つの取引にかかる時間は、平均して5日間前後である。また、貸出金利は主に下記の三つの方式により決定される。一つ目は、P2Pプラットフォームの運営事業者が貸出金利のレンジを設定し、貸し手がそのレンジ内で自由に貸出金利を決

める方式である。二つ目は、プラットフォームの運営事業者が、借り手の信用格付けに応じて貸出金利を設定する方式である。格付けの高い借り手は、比較的低い貸出金利を享受できる一方、格付けの低い借り手は比較的高い金利を支払わねばならない。三つ目は、借り手が金利のレンジを提示し、複数の貸し手に対して競争入札を実施する方式である。一番低い貸出金利で応じた貸し手が契約の権利を獲得し、借り手と貸借契約を締結する<sup>7)</sup>。

## 2. クラウドファンディング

クラウドファンディングとは、多くの人から資金を集め、それを企業やプロジェクトに対して投融資する仕組みである。通常、このような資金を集める呼びかけはインターネットを通じて行われる。インターネットを通じ、不特定多数の人から資金や協力の提供を集める仕組みであるが、資金や協力を提供した投資者の報酬形式によって、いくつかの種類に大別される。2016年末時点、中国のCFプラットフォームは600以上に上る。このうち、資

図2 P2Pの仕組み



(出所) 内田(2012)、趙彤・水ノ(2017)を基に筆者作成。



金調達額がもっとも多いのは、インターネット通販大手「京東」集団傘下の購入型の「京東CF」である。京東CFサイトで展開している製品としては、健康器具や腕時計、調理器具やオーディオ機器など幅広く、CF前に設定する目標額も50,000元、100,000元、500,000元と様々である。

### Ⅲ. インターネット金融の動向

アリババ創業者のジャック・マー氏は、「中国の金融システム、とりわけ銀行業で、20%の大顧客にサービスを提供し、80%の収益を上げており、80%の人々は良い金融サービスを受けることができていない」と指摘している。そして、インターネットといった新たな技術によって、80%の人々に良い金融サービスを提供し、結果として中国経済の潜在能力が発揮されるようになると付け加えている<sup>8)</sup>。

2014年12月、微衆銀行（WeBank）は、中国銀行業監督管理委員会深セン監督局から金融業務を認可され、本当の意味での中国初のインターネットバンクとなった。これは、インターネット企業が預金、貸付という金融ビジネスの中核に乗り出したことを意味している。中国四大銀行（中国工商銀行、中国農業銀行、中国銀行、中国建設銀行）は、それぞれバイドゥ（Baidu）、アリババ（Alibaba）、テンセント（Tencent）、京東商城（JD.com）という四大インターネット企業と業務提携を締結している。この連携を通じて、新たな金融ビジネスが持続的な発展を遂げることになるだろう。

微粒貸の貸付資金の80%は伝統的銀行が、20%は微衆銀行が提供しており、利息収入を7：3（微衆銀行が3割）でシェアしている。微衆銀行は、自らのポジションを「顧客と金

融機関をつなぐ」と位置付けており、既に58銀行（2018年10月時点）がパートナー契約を締結している。テンセント、アリババ等プラットフォームの金融事業は、「データとデジタル技術を武器として、消費者や企業の金融シーンを創出し、金融機関やパートナー企業とつなぐ」というポジション取りが、より明確になっている。

一方、伝統的銀行は、中国経済が投資主導から消費主導へと転換する中、リテール戦略において「ロングテール」対応と「顧客取引の活性化」（獲得した顧客に、より頻繁に金融サービスを利用してもらう）の重要性が高まっている。プラットフォームの金融シーン創出力を如何に活用するか、プラットフォームとの提携モデル（自行のポジション取り）のトライに踏み出している。

#### 1. 主要企業の動向

中国のデジタル化をけん引しているのは、いわゆるプラットフォームである。中国の代表的プラットフォームである「BAT」（アリババ、テンセント、百度（バイドゥ））は、それぞれ、EC（インターネット販売）、ソーシャルネットワーク、検索というビジネス手法で消費者顧客基盤を有している。アリババ等は、この顧客基盤を活かすと共に、企業に決済ソリューション、物流、金融等のビジネスインフラを提供することで、自社プラットフォーム上で事業を行うパートナー企業を集めて、ビジネス生態系（エコシステム）を形成している。BAT等プラットフォームの急速な成長の主要因は、エコシステムの運営を通じて、「社会の困りごと」を解決してきたことにある。例えば、小売業、公共交通機関などの未発達による生活の不便の改善、雇用機

会や学習機会の新たな創出（働きたい人、教  
えたい人と、雇いたい人、学びたい人とのマッ  
チング）・地域格差の解消、社会の信用課題  
の改善などであるが、中国においてこれら「社  
会の困りごと」が大きかった分、その改善・  
解決に役割を果たしたプラットフォームが急  
速に成長することになった<sup>9)</sup>。

## 2. インターネット金融の特徴

アント・フィナンシャルは今、ITからDT  
への変革、金融機関のITインフラ整備への支  
援も含めたエコシステムの形成を目指してい  
るといふ。日本で言うところクルートと銀行が  
一緒になったような会社に見える。フィン  
テックではなく、テックフィン。テクノロジー  
ドリブンで、小さきものをエンパワーしてい  
き、やがて既存の金融機関を超える大きな勢  
力となって、強きものとの取引も一網打尽に  
獲得する。これはクリステンセンのイノベー  
ションのジレンマに通じるものがある。金融  
においてもそうになっていくであろうことを、  
アント・フィナンシャルが示している。

「阿里小貸」は、サイトに来店する零細企  
業向けの小口融資サービスである。日々蓄積  
される決済データに実地調査によるオフライ  
ンデータを加え、そこから得られた経営状況  
をもとに、申請3分、与信1分、関与人員0  
の「310モデル」で融資を行う。日本でも、  
かつての日本振興銀行や新銀行東京がスコ  
アリングによる事業融資を行っていたが、阿  
里小貸は膨大に蓄積されたオンラインデータ  
を裏付けとすることに、大きな特徴がある  
といえる。

そして、もっともアント社らしいサービス  
と言えるのが「芝麻信用」である。これは、  
個人の信用をスコアリング化してその人の財

産にする仕組みで、アント社系列の取引の他、  
住所や住宅賃貸の履歴、社会保険や税金、ク  
レジットカードの支払い状況、さらには裁判  
所が関与した紛争判決などあらゆる個人デー  
タが加味され、一人の人間のスコアが決定さ  
れる仕組みとなっている。驚くことには、学  
歴や人間関係もスコアの決定要素とされ、  
人々は自分の情報を積極的にアップデートし、  
自らスコアを上げようとするらしい。もち  
ろん、自分のスコアをいつでもスマホで確  
認することが可能だ。この辺りはさすが中  
国という感じで、同じようなことを日本  
でやろうとすれば、大きな反発が出るこ  
とは必至であろう。

「プラットフォーム」といえば今やGA  
FAの独壇場だが、アリババも2004年  
にはその片鱗を見せていた。金融プラ  
ットフォーマーとしてITを活用し、中  
国でありとあらゆる金融サービスを展  
開するアント・フィナンシャル。GA  
FAに金融機能をプラスしたこのフィン  
テック企業はとて革新的で、かつと  
ても脅威に映る。アリババの金融ク  
ラウドは今後国際的な拡大が見込ま  
れ、もし日本に本格的に進出してく  
るとすれば、その影響力は計り知  
れないだろう。

日本に暮らしていると馴染みの薄いアリ  
ベイ。アリババECサイトの決済機能  
を担うために生まれたこのサービスは、  
当初より小口決済における信用実装  
を目的としてきた。そのマイクロファイ  
ナンス的な側面から「蟻」を象徴と  
する。

短期間に市場を席卷した背景には、関  
係者の圧倒的な熱意と努力がある。日  
本やアメリカと比べて整備の進んで  
いない小口取引を中国ビジネスの空  
白地帯と捉えるが、それはすなわち  
誰もが手を出したくない領域である。



### 3. インターネット金融に関する規制

中国政府は、2016年からの第13時五カ年計画で「インターネットプラス（互聯網+）」という政策を掲げている。一方、インターネット金融のトラブルの増加を受けて、政府は2016年から規制を強化し始めており、「インターネット金融の健全な発展の促進に関する指導意見」では各業務の責任機関が定められた。また、第三者決済サービスとP2Pレンディングについては、それぞれ法律が整備されており、例えば決済では口座開設に複数手段による実名確認が求められることとなった。そして少額の融資を主とすることが徹底され、同一自然人の同一のP2Pプラットフォームからの借入残高上限は20万元（法人は100万元）、異なるP2Pプラットフォームからの借入残高総額は100万元（法人は500万元）とされた。P2Pプラットフォーム会社による顧客資金プーリングや持ち逃げを防ぐため、貸してと借り手の資金は銀行で分別保管されることとなった。またP2Pプラットフォームは情報仲介者提でありリスクを負わないため、登録制となった<sup>10)</sup>。

現在、中国政府はフィンテック業界に対して二つの側面から規制に取り組んでいる。一つは、「穏健で寛容的な規制政策」を導入しながら、イギリスのRegulation Sandboxの手法に似た規制の実験を行うというスタンスである。もう一つは、インターネット・プラットフォームを活用した様々なフィンテック分野を公式に認定するとともに規制監督の強化を明確化するという方向性である。

指導意見では、これまで監督責任が曖昧であったフィンテック分野の各サービスの主管部門を明示した。具体的には、インターネット決済は中国人民銀行、P2Pレンディングや

小額貸付、オンライン信託及びオンライン消費者金融は銀监会、クラウドファンディングやオンラインファンド販売は証监会、インターネット保険販売は保监会と、各サービスの監督機関をそれぞれ明確にした。

### 4. 今後の課題

インターネット金融、ひいてはフィンテックは、多くのメリットがある反面、警戒すべきリスクも抱えている<sup>11)</sup>。

まず、経営ライセンスがないままでの違法経営の事例が散見される。例えば、P2Pレンディング、株式クラウドファンディング分野において、電信業務経営許可証（ICPライセンス）が必要であるが、これを持たずに営業している企業がある。また、一部の第三者決済機関やインターネット資産管理会社などが必要なライセンスを取得しておらず、販売しているファンド商品も中国基金業協会に登録していないなどの例もある。さらに、一部のP2Pレンディング・プラットフォームの運営会社は、無許可で信用仲介を行ったり、プラットフォームを通じて自らの資金を調達したり、貸し手の損失を補填したりするなど、不正行為も少なくない。

また、リスク管理が不十分である。インターネット企業は、金融業へ参入してからまだ日が浅く、経験も不足しているため、金融リスクに対する認識も甘く、対応能力も弱い。それゆえに、主要な融資先が債務不履行に陥った場合、経営破綻する恐れがある。

さらに、インターネット金融の分野は参入しやすいため、無秩序な競争が繰り返されている。一部の企業は、オンライン経営を離れて移動式のオフライン販売拠点を作ったり、誇張した宣伝を行ったりしている。「インター

ネット金融」の名のもとで、違法な資金集めや、詐欺行為さえ見られる。これは経済社会の安定を脅かす要因になりかねない。

米国のLending Clubや英国のZopaといった欧米系のプラットフォームは借り手と貸し手の仲介に徹するだけで、借り手の貸し倒れに関しては責任をもたない。つまり、「情報仲介」の役割しかはたさない。それに対して、中国のP2Pネット金融プラットフォームは「情報仲介」の役割をはたすと同時に、「信用仲介」の役割をはたそうとしている。「信用仲介」とは銀行のように、借り手の不良債権に対してプラットフォームが全責任を負うのである。中国のP2Pネット金融が僅か10年も経たない間に世界一の1兆元の規模にまで成長できた理由はまさに、「信用仲介」と「情報仲介」の役割を同時にはたすことにある。「信用仲介」と「情報仲介」の役割を同時にはたすことがもたらすリスクを、「完全保証リスク」と呼ぶ。

プラットフォームのホームページを開けば、安全保証の項目、貸倒準備金やバックにある大手企業などが1番目につくところに書かれてある。さらに、プラットフォームのホームページには借り手が返済不能になった場合も「債務全額保証」と書かれている場合がほとんどである。しかし、今まで倒産したプラットフォームのケースを勘案すれば、倒産した際、これらの債務保証は何の役にも立たなかったのが、現実であった。

中国で最初に創業した「拍拍貸」の場合、そのビジネス・モデルはLending Clubと同様、つまり、全額保証はしなかった。その後の追随者も同じく全額保証しなかったならば、恐らく欧米のP2Pネット金融と同じく、規模が限られ数社で寡占状態になっていた。しかし、新規の参入のプラットフォームは貸し手

をえるために、「全額保証」を前面に出した。「完全保証リスク」を背負うのは、金融の世界ではごく普通に存在する貸し倒れリスクをプラットフォームの倒産リスクに変え、「テールリスク化」してしまうことである。さらに、「完全債務保証」をはたすために、経営状況が芳ばしくないプラットフォームがよりハイリスクの借り手に手を出すことを助長することにもなりえる。これはプラットフォームの「ディスクロージャー・リスク」とともに、プラットフォーム側の「モラルハザード」を引き起こす<sup>12)</sup>。

このような「完全保証リスク」という問題を解消するために、2016年8月25日に公布され即日実行された「網絡借貸仲介機構業務活動管理暫定方法」（以下「暫定方法」）というP2Pネット金融に対する初めての全面的な規制の中には、公布12ヵ月後にプラットフォームのローン証券への全額保証を禁じると明記されている。

中国人民銀行、中国銀行監督委員会と中国社会科学研究院という公的機関の協力のもとで104社のプラットフォームの格付が2015年4月に「網貸中国」に公表されたことがあるが、公表された格付けは1回だけであり、リアルタイムに評価を求めるネット金融では非常に使いにくいといわざるを得ない。権威のある第三者による格付けは借り手の個人信用スコアと並んで、ネット金融を発展させるために欠かせない社会的信用インフラになりつつあるが、現段階ではまだ発展途上の段階である。

## 終わりに

中国はGDPが2030年代には米国に追いついている可能性は高い。しかし、経済の健全で

持続的な発展を維持するには、政府・企業・家計それぞれの債務比率の引下げ・安定を図るだけでなく、所得格差是正、市場化改革の徹底と開放拡大、社会保障制度の整備、米国や東アジア諸国との平和・協力発展関係の構築など課題は多い。

まず、金融機関のサービス改善、制度改革については、(1)金融システムの改革、資本市場の整備(2)中小企業向け融資環境の整備、商業銀行における中小企業向け融資業務の改革(3)政策性中小企業専門金融機関の創設(4)信用保証制度の改革が急務である。次に、中小企業のレベルアップと情報開示については、(1)中小企業の経営問題と財務管理の改善、情報開示(2)中小企業のレベルアップのための公的支援、人材育成が急務である。

そして日本企業のビジネス可能性については、中国のインターネット金融は、現地の大手インターネット企業が中心のため、日本の企業が主導権をもってビジネスするのは難しい。しかし、例えばセキュリティのような日本企業が強みを発揮できる要素的な技術・分野をアピールできれば、ビジネス展開も可能である。現状はインターネット企業が中心となっているが、既存の金融機関は自分たちが取り残されているということで焦りを感じているとの見方もある。その遅れをリカバリーするためのITサービス需要はあると思われる。

P2Pレンディングは、技術に加え、法的・制度課題のハードルが高いが、利回りが良いので日本で需要があるかもしれない。また、アリババやテンセントは、膨大なデータと莫大なユーザーを持っており、分析ノウハウが相当に進んでいると思われる。日本は、人工知能のエンジン、ビッグデータの分析ノウハ

ウは持っているものの、データ量が少ない。このため日本企業は、中国企業が国外でのビジネス展開をサポートするなどの方法でWin-Winな体制や仕組みを作るとか、中国から素直にデータ処理やノウハウ取得について教えるを請うという姿勢も大事だと思われる。

フィンテックサービスの提供では、スマートフォンの利用が不可欠である。特に決済では、スマートフォンとQRコードによるシステムが新興国で一般的である。日本は、ICカードを使った決済システムに強みを持つが、店舗側の読取機導入などコスト面が、特に小規模店舗での普及のハードルとなるだろう。POS機能や需要予測、セキュリティなどを一体で提供するなど、高い付加価値の提供を模索する必要がある。

## 注

- 1) 関志雄：ここでいうフィンテック (FinTech, Financial Technology) とは、「金融市場や金融機関、金融サービスの提供に実質的な影響を与える新しいビジネス・モデル、応用、プロセス、商品を生み出すような技術主導の金融イノベーション」である (Financial Stability Board, “Financial Stability Implications from FinTech,” June 27, 2017)。
- 2) 中国人民銀行「インターネット金融の健全な発展を促進することに関する指導意見」、2015年7月。
- 3) 金融包摂とは、社会のすべての人々を対象に全面的金融サービスを低コストで提供することである。
- 4) [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/11780855.pdf/](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/11780855.pdf/) (2020年11月8日)。
- 5) 田中修・書評『小原篤次、神宮健、伊藤博、門闌編著『中国の金融経済を学ぶー加速するモバイル決済と国際化する人民元ー』(ミネルヴァ書房、2019年6月)。

## 中国の中小企業におけるインターネット金融とその課題

- 6) 廉 薇等 (著)、永井 麻生子 (翻訳) 『アント・フィナンシャル——1匹のアリがつくる新金融エコシステム』 みすず書房 (2019/1/25)。
- 7) 李立栄 「中国型フィンテックの発展モデルについて」 [http://www.sess.jp/meeting/report\\_89/04.pdf](http://www.sess.jp/meeting/report_89/04.pdf) (2020/11/08)。
- 8) 何徳旭 「中国でネット金融が急速に成長した理由」 <https://business.nikkei.com/atcl/report/16/111400180/121900002/?P=2&mnds>
- 9) 大平公一郎 「中国フィンテック動向」、IISE情報社会研究部。
- 10) 神宮 健 「P2P金融に対する規制を本格化する中国」 (<https://www.nri.com/>)。
- 11) 中国人民銀行貨幣政策分析グループ 『中国区域金融運行報告2017』、2017年8月4日。
- 12) 趙彤・水ノ上智邦 「中国P2Pネット金融規制について」 ([https://www.jstage.jst.go.jp/article/japf/6/0/6\\_81/\\_pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/japf/6/0/6_81/_pdf))

### [参考文献]

- 中国互聯網絡信息中心 (2017) 『第40次中国互聯網絡發展狀況統計報告』 7月。
- 謝平 (2017)、『互聯網絡金融九堂課』 中国計画出版社。
- 趙 彤・水ノ上智邦 「中国P2Pネット金融の現状」、『東アジアへの視点』、2017年6月号。
- 宮村 健一郎 「アメリカ銀行業のP2Pレンディング戦略」、『社会イノベーション研究』 第12巻第1号 (145-164)、2017年2月。
- P2Pネット金融の情報に関するウェブサイト (2020年11月11日閲覧) :  
網貸天眼 <http://www.P2Peye.com/>  
網貸之家 <http://www.wdzj.com/>
- 中国銀行業監督管理委員会、公安部、工業・信息化部および互聯網絡弁公室 (2016) 「網絡借貸信息仲介機構業務活動管理暫定条例」 <http://www.miit.gov.cn/> (2020年11月8日閲覧)。